

2025 年 11 月 20 日

〒276-0020

千葉県八千代市勝田台北1丁目11番16号

株式会社地域新聞社

代表取締役 細谷 佳津年 殿

〒106-0032

東京都港区六本木2丁目2番7号

クレール六本木304

合同会社 YN 企画

代表社員 櫻井 重彰

回 答 書

前略

当社は、株式会社地域新聞社（以下「貴社」といいます。）による 2025 年 11 月 17 日付質問状（以下「本質問状」といいます。）に対し、以下のとおりご連絡いたします。なお、用語については、特段の断りのない限り、本質問状における用語と同一の意味を有するものとします。

- 1 本質問状は、貴社名で送付されておりますが、聞くとところによれば、貴社のリーガルアドバイザーとして、西村あさひ法律事務所（以下、単に「西村あさひ」といいます。）が関与しているとされております。西村あさひは、本件質問状でも言及されている買収防衛に関する案件で会社側のリーガルアドバイザーとして関与することの多い法律事務所ですが、過去、西村あさひが関与した案件では、敵対する株主陣営に対する誹謗中傷とも評価し得る事実が漫然と公表され、当該株主陣営の名誉を著しく毀損するような過度な攻撃が繰り返されてきました。

そして、2025 年 11 月 20 日には、早速、本件質問状の内容が貴社ホームページにおいて公表され、あたかも、当社が共同協調行為により貴社株式の買集めをしているとの事実が広く一般に開示されることとなりました。後述のとおり、これ自体、当社としては極めて心外であり、貴社及び西村あさひ法律事務所に対する不信感は募るばかりであります。

貴社においては、本件質問状はあくまで「疑惑」の摘示であり、断定ではないとの反論があり得るかもしれませんが、一般投資家からすれば、そのような事実があったと受け取ることはごく自然であり、当社及び当社代表者の社会的名誉が毀損されることは明らかです。貴社において、当社及び当社代表者をはじめとする具体的な個人名や企業名を摘示して当該個人及び企業を晒して誹謗中傷するような行為は、断じてお控えいただきますよう、強く要請いたします。

今後、本件質問状に対しては、上記のような誹謗中傷が絶対になされない旨の誓約書（形式は問いません。）を提出いただけるのであれば、真摯に回答させていただきます。

- 2 なお、貴社は、当社が貴社株式を共同協調行為によって買い集めているようですが、当社は信用取引により株を取得しており、当社が 2025 年 10 月 27 日付で提出した大量保有報告書にも記載のとおり、貴社株式の保有目的は「純投資」以外の何ものでもなく、貴社が疑うような共同協調行為は一切ないことは、付言させていただきます。貴社ホームページにて、当社の名前が削除されないようであれば、貴社及び役員に対して、不法行為に基づく損害賠償請求を検討させていただきます。

草々